

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第8号

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食センター条例施行規則（平成12年新潟市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市岩室学校給食センターの項を削り，同表新潟市潟東学校給食センターの項中

「

新潟市立潟東東小学校
新潟市立潟東西小学校
新潟市立潟東南小学校

を

」

「

新潟市立潟東小学校
-----------

に改め，同表新潟市巻学校給食センターの項中

」

「

新潟市立巻東中学校
新潟市立巻西中学校

を

」

「

新潟市立岩室小学校
新潟市立和納小学校

新潟市立巻東中学校
新潟市立巻西中学校
新潟市立岩室中学校

に改める。

」

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。